

議案第 8 号

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 5 年 1 1 月 2 8 日 提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

令和 5 年 1 0 月の千葉県人事委員会勧告を踏まえ、給料月額及び期末手当の支給月数の引上げを行うため、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年君津市条例第 2 1 号）の一部を改正しようとするものである。

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年君津市条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条第 2 項中「100分の127.5」を「100分の132.5」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

別表第1（第4条）

給料表

職務の級 号給	1級	2級
	給料月額	給料月額
	円	円
1	162,100	196,200
2	163,200	197,900
3	164,400	199,400
4	165,500	200,900
5	166,600	202,400
6	167,700	203,800
7	168,800	205,200
8	169,900	206,600
9	170,900	208,000
10	172,300	209,700
11	173,600	211,400
12	174,900	212,900
13	176,100	214,400
14	177,600	216,200
15	179,100	217,900
16	180,700	219,600
17	181,800	221,100
18	183,200	222,600
19	184,600	224,100
20	186,000	225,600
21	187,300	226,800
22	189,600	228,200
23	191,800	229,600
24	194,000	231,000
25	196,200	232,400
26	197,900	234,000
27	199,400	235,500
28	200,900	236,900
29	202,400	238,100
30	203,800	239,700
31	205,200	241,200
32	206,600	242,600
33	208,000	243,600
34	209,300	245,100
35	210,600	246,400
36	211,900	247,600
37	213,200	248,700
38	214,400	249,700
39	215,600	250,600
40	216,700	251,500
41	217,800	252,400
42	218,900	253,300
43	219,900	254,100
44	220,900	254,900

45	221,800	255,600
46	222,700	256,700
47	223,600	257,900
48	224,500	259,000
49	225,400	260,200
50	226,300	261,400
51	227,200	262,500
52	228,100	263,600
53	228,900	264,700
54	229,800	265,800
55	230,700	266,900
56	231,500	267,900
57	231,800	268,900
58	232,600	269,900
59	233,300	270,900
60	233,900	271,800
61	234,500	272,700
62	235,200	273,600
63	235,800	274,500
64	236,300	275,400
65	236,800	276,300
66	237,300	277,200
67	237,800	278,100
68	238,400	279,000
69	238,900	280,000
70	239,400	281,000
71	239,900	281,900
72	240,400	282,800
73	240,900	283,300
74	241,400	284,000
75	241,800	284,700
76	242,300	285,600
77	242,800	286,600
78	243,300	287,400
79	243,800	288,200
80	244,300	289,000
81	244,700	289,700
82	245,200	290,200
83	245,600	290,600
84	246,000	291,000
85	246,400	291,200
86	246,800	291,500
87	247,200	291,700
88	247,600	292,000
89	248,000	292,200
90	248,500	292,400
91	248,800	292,700
92	249,100	292,900

93	249,400	293,200
94		293,500
95		293,800
96		294,100
97		294,400
98		294,800
99		295,100
100		295,500
101		295,700
102		295,900
103		296,200
104		296,600
105		296,800
106		297,100
107		297,500
108		297,900
109		298,100
110		298,400
111		298,800
112		299,100
113		299,300
114		299,600
115		300,000
116		300,300
117		300,500
118		300,900
119		301,300
120		301,600
121		301,800
122		302,000
123		302,300
124		302,700
125		302,900

第2条 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「100分の132.5」を「100分の130」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

2 次の各号のいずれかに該当する会計年度任用職員の給与に関しては、令和5年12月31日までの間、第1条の規定による改正後の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「給与条例」という。）の規定は、適用しない。

(1) 特定の時期に任用される会計年度任用職員であって、任期が3か月以内のもの

(2) パートタイム会計年度任用職員であって、1週間当たりの通常の勤務時間が15時間30分未満のもの

3 第1条の規定（給与条例別表第1の改正規定に限る。）による改正後の給与条例（前項の規定により適用しない場合を除く。以下同じ。）の規定は令和5年4月1日から適用し、第1条の規定（給与条例第15条の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定は令和5年12月1日から適用する。

(給与の内払)

4 第1条の規定による改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例の規定により支給された給与は、それぞれ第1条の規定による改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

5 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1条による改正 (フルタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第15条 省略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の132.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>3～5 省略</p> <p><u>別表第1</u> 省略</p> <p>第2条による改正 (フルタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第15条 省略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の130</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>3～5 省略</p>	<p>(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第15条 省略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>3～5 省略</p> <p><u>別表第1</u> 省略</p> <p>(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第15条 省略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の132.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>3～5 省略</p>